

**延岡市窓口業務受託候補者選定に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務概要

- (1) 目的 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び戸籍法（昭和22法律第224号）に基づく事務の記録の一部事務や、各種証明書等の受付及び作成、窓口案内等を民間委託し、民間事業者のノウハウを活用することにより、コストの削減と市民サービスの向上並びに安定的なサービス提供を図ることを目的とする。
- (2) 業務名 延岡市窓口業務民間委託
- (3) 業務内容 別紙「延岡市窓口業務民間委託仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日～令和7年12月31日
業務委託期間は令和5年1月1日から令和7年12月31日までとし、契約締結日から業務委託開始までの期間を準備期間とします。
- (5) 選定方法 公募型プロポーザル方式による選定とします。

2 業務に要する費用（上限価格）

3年間総額 272,258,055円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

※年度別支払限度額

令和4年度 22,688,055円

令和5年度 90,752,727円

令和6年度 90,752,727円

令和7年度 68,064,546円

契約金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。

委託料にかかる消費税及び地方消費税の額は、契約期間中その税率に変更があったときは、変更後の額とします。

なお、見積書の金額が、業務に要する費用（上限価格）を超過した場合は失格とします。

※当該委託上限額は、本業務委託に係る必要経費の全てを含みます。

3 業務委託料の支払方法

- ① 受託者は、見積書合計金額を36で除して算出された金額を、業務委託期間（令和5年1月～令和7年12月）の毎月の業務完了後、所定の手続きを経た後、受託者の適正な請求に基づき請求の有った日から起算して30日以内に支払います。

- ② 消費税額の算定に関し1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切捨てるものとします。

※ なお、本業務委託料にかかる消費税及び地方消費税の額は、契約期間中、税率に変更があったときは、変更後の額とします。

4 契約の方法

(1) 契約の締結

公募型プロポーザル方式により選定された受託候補者との随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号）

当該受託候補者に対し、見積書の提出を求める。

この場合、当該見積金額が予定価格内である場合に契約を締結するものとする。

(2) 契約保証金（延岡市契約規則第26条）

契約保証金の納付を要する。ただし、同規則第27条の3の規定に該当すると延岡市が認める場合は免除する。

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成18年告示第63号）に基づく指名停止を公告日現在から受託候補者決定の日まで受けていない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとします。
 - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 国税及び市町村税を滞納していない者。
- (5) 本公告日において九州内に住所（法人にあっては、登記された事務所又は営業所の所在地。）を有する者。
- (6) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者でない者。

6 失格事項

本提案者もしくは提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- ①提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ②提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
（8 企画提案書等の提出 を参照のこと）
- ③プレゼンテーション等に出席しなかったもの。
- ④虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- ⑤見積価格が上限価格を超過したもの。
- ⑥提案書提出後、受託候補者決定の日までに指名停止措置を受けたもの。

7 質問の受付

公募要領及び仕様書に対する質問は、次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和4年7月12日(火)～令和4年7月26日(火)午後4時まで
(土・日曜日、祝日を除く。)

(2) 提出方法

質問書(様式1)を使用して、延岡市 市民環境部 市民課にFAX又は電子メールで提出してください。なお、FAX又は電子メールで質問を送信した際には、送信した旨を市民課まで電話にてご連絡ください。

(3) 回答方法

原則として、令和4年8月5日(金)午後5時までに延岡市ホームページ(入札・発注情報)において回答いたします。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類(提出部数: 原本1部 副本7部)

※副本については、社名・ロゴ等、会社が特定できるものは使用しないで下さい。

①業務実施体制各種調書及び企画提案書提出届(様式2)

②各種調書及び企画提案書等

ア 会社概要(様式3)

イ 業務実績調書(様式4)

ウ 本市業務を受注するにあたっての組織体制(任意様式(別紙1)記載例参照)

エ 企画提案書(任意様式)

オ 本市への委託社員の配置予定人数(任意様式(別紙1)記載例参照)

カ 見積書(様式5)及び見積内訳書

キ 誓約書(暴力団排除関係)(様式6) ※原本1部のみ提出

② 添付書類(原本1部のみ提出。各証明書は、公告日以降に発行されたものに限る。)

必要書類
ア 定款及び現在事項証明書(履歴事項証明書でも可)
イ 印鑑証明書
ウ 延岡市税の納付義務者又は納入義務者にあつては市税の完納を証する書類及び国税の完納を証する書類、その他の者にあつては国税の完納を証する書類
エ 様式4を補足する書類 自治体との委託契約書の写し(相手方がわかるもの)
オ 資格取得の証明 ・プライバシーマークの更新実績等の証明となるもの(一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークの取得日および取得番号並びに更新回数わかるもの) ・ISMS(ISO/IEC27001)の取得の証明となるもの
カ 直近3年間の決算報告書(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)

(2) 受付期間等

①受付期間：令和4年7月12日（火）～令和4年9月9日（金）

（土・日曜日、祝日を除く。）

（受付時間） 8：30～12：00、14：00～17：15

③ 提出場所：延岡市 市民環境部 市民課

④ 出方法：持参又は郵送

郵送で提出の場合は、一般書留郵便または簡易書留郵便により郵送すること。

また、令和4年9月8日の消印まで有効とする。

9 審査方法

プロポーザルの審査方法は以下のとおりとします。

(1) 一次審査（書類審査）

提出された業務実施体制各種調書及び企画提案書等を、応募資格に基づき審査します。

実施予定日：令和4年9月20日（火）

(2) 二次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

企画提案についてのプレゼンテーション等を実施し、下記10 審査基準及び配点により採点した結果、点数が最も高い応募者を受託候補者に、次順位の応募者を次点受託候補者として選定します。

なお、受託候補者は、契約の受託を前提とした業務内容等の交渉の第一優先交渉権を付与するものであり、契約内容等で合意に至らなかった場合は、次点受託候補者に交渉権が移行するものとします。

実施予定日：令和4年10月4日（火）

10 審査基準及び配点

(1) 選定方法

選定に当たっては、プレゼンテーションを実施し、市に設置する審査委員会において、下記審査基準に基づき、プレゼンテーション及び企画提案書等の評価を行います。

区分	評価項目	評価	配点
企画提案点	企画提案書の構成	仕様書に基づき、その目的や条件等を理解した内容であるか	15
	財務状況	【経常利益率】 直近の決算から過去3年分の売上高、営業利益および経常利益の額	15
		【自己資本比率】直近の決算から過去3年分の純資産および総資本の額	15
	実績	【市民課窓口業務の受託実績】 ①自治体における「住民票及び戸籍証明書等発行業務」	10

企画提案点	基礎点	※提案書への記載は不要です。業務実績調書にて評価。	の受託実績	
			②自治体における「住民異動（住基・戸籍）及び印鑑登録業務」の受託実績	10
			③自治体における「郵送請求に係る業務」の受託実績	10
			【税諸証明発行業務の受託実績】 自治体における「税諸証明発行業務」の受託実績	10
			【総合案内窓口の受託実績】 自治体における「総合案内窓口」の受託実績	10
			【国民年金業務の受託実績】 自治体における「国民年金業務」の受託実績	10
	加算点	実施体制	【要員計画】 ≪例≫業務開始までのスケジュール等	10
			【業務実施のための体制】 ≪例≫社員体制、社員欠勤時の対応等	10
			【市民サービス】 ≪例≫様々な市民に対して適した対応ができるように 接遇研修を定期的に行う	10
			【危機管理】 ≪例≫災害時、事故発生時の対応・連絡体制等	10
			【資格の有無】 プライバシーマークやISMSの他に本市業務を遂行するにあたって関連する業務の取得状況など (会社または社員)	10
個人情報管理		【社員教育】 ≪例≫セキュリティポリシー遵守の徹底を図るための 研修等	20	
地域貢献	【社員の雇用】 ≪例≫地元雇用に関する考え方など	20		
企画	新規提案	事業者の経験から考えられる窓口業務等の提案	20	
	提案説明	プレゼンテーション全体に対する評価	10	
価格点	経費	見積価格	企画内容を実施するために必要な経費が的確に見積もられているとともに、その額が合理的なものであるか	75
合計				300

- ① プレゼンテーション及び評価は令和4年9月20日(月)に延岡市会議室で行います。
- ② 評価は、上記審査基準に基づいて、審査委員会の9名の委員の採点(2,700点満点：各委員300点の持ち点)を合計して獲得得点を算出し、獲得得点の最も高い企画を選定します。

$$\text{委員持点 (300点満点)} = \text{企画提案点 (225点)} + \text{価格点 (75点)}$$

- 獲得得点 (2,700 点満点) = 企画提案点 (2,025 点満点) + 価格点 (675 点満点)
- ③ 獲得得点と同じ点数 (同点) となった場合は、審査委員会にて協議し選定します。
- ④ 獲得得点が 1,350 点 (5 割) に満たない場合は、受託候補者として不採用とします。

※見積価格の評価

① 見積価格の点数化方法

見積書に記載された見積価格について、算出式により点数化する。

② 算出式

予定価格から消費税相当額を減じて得られた価格 (以下「上限価格」という。) に対する業務保証価格 (以下「業務保証価格」という。) を設定し、各参加者の見積価格が業務保証価格以上の場合と業務保証価格未満の場合について作成したそれぞれの算出式により、価格点を算出する。

なお、価格点は小数点以下第 1 位を四捨五入した値とする。

ア 各参加者の見積価格が業務保証価格以上の場合

各参加者の見積価格のうち最も低い価格 (以下「業務保証価格以上の最低見積価格」という。) を満点 (75 点) とし、上限価格と業務保証価格以上の最低見積価格の差に対する上限価格と各参加者の見積価格の差の比率で価格点を算出する。

$$\text{価格点} = \text{価格点配点} \times \frac{\text{上限価格} - \text{各参加者の見積価格}}{\text{上限価格} - \text{業務保証価格以上の最低見積価格}}$$

イ 見積価格が業務保証価格未満の場合、価格点は 0 点とします。

(2) プレゼンテーションの実施

① プレゼンテーションの方法

1 企画提案書あたり 20 分以内で説明していただき、説明終了後に審査委員が質問を行います。1 企画提案書あたりのプレゼンテーションの時間は、説明と質疑を含めて合計 35 分以内とします。

② プレゼンテーションの参加人数

1 企画提案者あたり 5 名までとします。

③ プレゼンテーションで使用する機材等

パソコンを使用してプレゼンテーションを行う場合、プロジェクター及びスクリーンについては延岡市で準備しますが、パソコン及びその他プレゼンテーションに必要な付属品については、提案者が準備してください。(パソコンの持込についての申請書を事前に提出していただきます。様式は任意とします。)

11 業務保証基準価格の設定

業務保証基準価格を設計金額の 10 分の 8 から 10 分の 9 までの範囲内で設定し、業務保証価格は、業務保証基準価格の 80% から 95% までの範囲内で設定します。

12 審査結果の通知

審査実施後、提案者に対して、審査結果を郵送により通知します。

また、延岡市ホームページ（入札・発注情報）に審査結果を掲載します。

なお、審査結果に関する質問については、一切受け付けません。配点結果の詳細については公表しません。

通知予定日：令和4年10月11日（火）

13 委託契約

受託候補者は、委託契約書により、速やかに市との間に委託契約を締結し、委託業務を実施してください。

また、上記契約を締結する際に延岡市契約規則（平成12年規則第16号。以下「契約規則」という。）第26条の規定により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として納付しなければなりません。ただし、契約規則第27条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金を免除します。

14 違約金について（延岡市清掃等の役務の提供に係る業務委託契約約款より抜粋）

（違約金）

第19条 第17条第1項（※）の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 3 第1項の違約金は、発注者による損害賠償の請求を妨げない。

※（発注者の解除権）

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 誠意がなく、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 契約の締結又は履行について、不正の行為があったとき。
- (4) 契約の履行に関し、発注者又はその委任を受けた者の指示に従わないとき、又はその職務の妨害をしたとき。
- (5) 第18条第2項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する営業所の代表者、受注者が団体である場合にはその代表者又は理事をいう。以下この号において同じ。）が、延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

- イ 条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団関係者が経営し、又は経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められるとき。
- エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- キ この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当する者と知りながら、その者と契約を締結したと認められるとき。
- ク 受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者をこの契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (8) 受注者が自ら又は第三者を利用して、発注者に対し暴力的な行為、脅迫的な言動等を用いて不当な要求行為をし、若しくは偽計又は威力を用いて発注者の業務を妨害する行為をしたと認められるとき。
- 2 発注者は、業務の履行が完了するまでの間は、前項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

15 その他

- (1) 提出書類の作成及び関係書類の提出のほか、プレゼンテーションに参加するための旅費交通費等に要する費用は、全て提案者の負担とします。
- (2) 提出書類は返却しません。
- (3) 企画提案書は公表しません。

16 問合せ先

〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1
延岡市 市民環境部 市民課 管理係
担当者： 夏田
TEL：0982-22-7015 FAX：0982-21-1457
E-mail：shimin@city.nobeoka.miyazaki.jp